

令和5年度 ヘルスケア産業「国内展示商談会支援助成金」募集のご案内

国内展示商談会への出展  
を支援します

公益財団法人岐阜県産業経済振興センターは、県内中小企業者等の健康・医療・福祉機器等の販路開拓を支援するため、国内で開催される展示商談会へ出展される企業等に対し出展に要する経費の一部を支援します。

1 事業概要

助成対象となる 展示会・学会	県内中小企業者等が、健康・医療・福祉関連産業分野への新規参入や事業拡大を目的として、自社の製品又は技術の販路拡大等のために行う同分野を対象とした国内展示商談会、学会等(オンラインを含む)。 ただし、交付決定日から令和6年1月31日までに開催されるものに限る。
助成対象となる 展示品	(1) 医療機関や福祉施設等の現場で使用することを前提とした自社製品等 (2) 人の健康増進・維持・回復、疾病予防等に寄与することを前提とした自社製品等 (3) 医療食、介護食、特定保健用食品、機能性表示食品等付加価値の高い健康食品 (4) その他、理事長が適当と認めるもの
助成率	助成対象経費の3分の2以内
助成限度額	<上限> 400 千円

2 助成対象者

県内中小企業者、及びヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者等。ただし、「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限ります。

3 助成対象経費

項目	内 訳
①展示会等費	出展料 展示会等で割り当てられた小間の使用料(オンライン上で開催される展示会等への出展基本料を含む。)
	装飾資材費 展示会等に係る必要最低限の小間装飾費、小間に設置する什器・備品のリース代(設営工事費を含む。)、電気代等の光熱水費
	輸送費 出展に際し、展示物の輸送を運送事業者へ委託する場合の経費
②販売促進費	印刷費 自社の製品又は技術のPRに係るチラシ・カタログ等紙媒体の印刷物制作に要する経費(当該展示会等のために新たに製作する場合に限る。ノベルティグッズの製作に係る経費は対象外とする。)
	動画制作費 展示会等出展当日に自社小間内で流すための自社又は自社商品を紹介するPR動画(1種類のみ)の制作に要する経費(オンライン出展を含む。)
	広告掲載費 自社又は自社商品をPRするための「出展する展示会等のガイドブック」への広告掲載費
③その他	その他助成対象事業遂行に必要な経費で、理事長が認めたもの

## 4 公募期間

令和5年4月3日(月)～5月2日(火) ※当日17時までに書類必着

## 5 令和5年度公募の特徴(注意点)

- ① これまで助成対象展示としていた医療・福祉機器に、医薬品・健康食品を加え、助成する分野を拡充しています。
- ② 本助成事業への申請は、同一年度につき事業者1回に限ります。
  - ▣ 詳細は 当センターホームページ（下記 QR コード）に掲載している募集要領をご覧ください。

## 6 その他

### ① 助成対象者の条件

○県内に本社又は事業所を有する中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定するもの)及び個人事業主

○岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になれません。

○国税、県税、市町村税(県民税)未納者は対象になれません。

### ② 助成対象期間

交付決定の日(6月1日予定)から助成事業の完了日、または令和6年1月31日

### ③ 助成の対象とならない経費

振込手数料、消費税、各種添付書類の発行手数料、助成金交付申請等の書類作成、及び送付に係る費用、その他不適切と認められた経費

### ④ 交付先の決定方法

募集期間中に受理した申請書について、助成対象者の資格要件等を確認し、審査会に諮ったうえで採択・不採択を決定します。

### ⑤ 応募方法

以下の QR コード(ホームページ)から申請書類(第1号様式)をダウンロードし、必要書類を添付し持参、又は郵送により下記宛先に提出してください。また併せて、交付申請書(第1号様式)は電子メールにてデータ送信いただきます。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2023040302/>



### 【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター技術振興部技術支援課(各務原支所)

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地

電子メールアドレス: ikou-renkei@gpc-gifu.or.jp 電話 058-379-2212